

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 SEP (Vol.88)

CONTENTS

海外拠点ニュース シンガポールのデジタル化推進	1
株式会社中国銀行 シンガポール支店	
新興国ニュース 第88回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
為替差損益が企業に与える影響：インドネシアと日本の経済成長率比較を踏まえて	8
PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ） 榮 颯馬氏	
電子インボイスについて	11
Kato Business Advisory Managing Director（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー） 日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
夢の世界がさらに広がる！ 香港ディズニーランド大規模拡張.....	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
改正会社法施行に伴う変化について ～出資金の払込期限に係る移行措置に関する規定の解説と、改正会社法 後のマイツグループの設立、清算実務の変化を紹介～	16
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
タイ税務法令アップデート.....	19
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP)（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

シンガポールのデジタル化推進

株式会社中国銀行 シンガポール支店

シンガポールで働き、生活をしているとシンガポールの行政サービス、公共交通機関の利用時などあらゆる場面においてデジタル化によって利便性の高い生活ができていると実感します。そこで今回は日々実感するシンガポールのデジタル化についてお伝えします。

1. シンガポールのデジタル国家戦略

シンガポールは1965年の独立以降、僅少な国土、資源であるが故に早期からデジタル技術の導入を経済発展の重要な柱として位置づけてきました。近年では2014年に国を挙げた施策として強力にデジタル化に向けた取組みを進め、国民生活の利便性向上や経済発展を図ることを目標とした「スマートネイション構想」(図1)を発表しました。

＜図1：スマートネイション戦略のプロジェクト概要＞

プロジェクト名	内容
(1)デジタル身分証明	- NRIC/FIN：出生時に登録番号(NRIC)、居住する外国人に登録番号(FIN)を割り当て。 - Singpass/Corppass：オンライン行政サービス利用時のIDやパスワードを一元化。
(2)キャッシュレス決済	- Pay Now：電話番号やNRICを基にリアルタイム送金が可能。 - SG QR：世界初として、QRコード決済の規格を統一。 - Simply Go：公共交通機関にクレジットカード(VISA/Mastercard)だけで乗車可能。
(3)センサーネットワーク	- 水道メーターのスマート化により、複数都市で使用量の把握や漏水リスクを特定。 - 公立学校のプールで、溺れた学生を発見し、救護するためのアラートシステムを実験導入。 - 高齢者5,600世帯(2021年4月時点)を対象に、緊急時のアラートボタンを設置。
(4)スマートモビリティ(自動運転)	- シンガポール国立大学(NUS)や米マサチューセッツ工科大学(MIT)と共同研究。 - 南洋理工大学と共同で、1.8ヘクタールの自動運転向け試験場を運用。研究のスピンオフとして、nuTonomyが起業。国外の欧米でも技術試験を実施。 - 民間調査(KPMG、2020年)の自動運転指標で世界1位。法制度や支援策を評価。
(5)ワンストップ行政	- 企業活動上の補助金や許可申請をそれぞれ一元化。省庁ごとに別の申請は不要。 - 機微性の低い行政保有データを公開。民間企業のデジタルサービス開発を促す。 40種類以上の行政サービスを単一のアプリLife SG(旧Moments of Life)で検索可能。
(6)スマートタウン	- 北東部のブングル地区で、産学連携のための都市開発を実施。 - シンガポール工科大学(SIT)キャンパスを誘致。学生1万人以上が所在。 - デジタル分野(サイバーセキュリティやIoTなど)で2万8,000人の雇用創出を期待。

【出所:日本貿易振興機構 Webサイトより】

スマートネイション構想の実現に取り組むシンガポールは、スイスの国際経営開発研究所(IMD)が公表する「世界デジタル競争力ランキング」(図2)の2023年ランキングでは3位、アジアでは最高位に位置しており、世界をリードするデジタルイノベーション国家の一つに成長しています。

＜図2：世界デジタル競争力ランキング＞

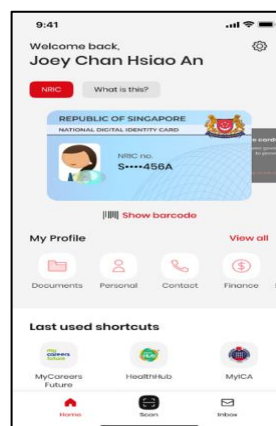
	2021年	2022年	2023年
1位	米国	デンマーク	米国
2位	香港	米国	オランダ
3位	スウェーデン	スウェーデン	シンガポール
4位	デンマーク	シンガポール	デンマーク
5位	シンガポール	スイス	スイス
6位	スイス	オランダ	韓国
7位	オランダ	フィンランド	スウェーデン
8位	台湾	韓国	フィンランド
9位	ノルウェー	香港	台湾
10位	UAE	カナダ	香港
：	：	：	：
28位	日本	：	：
29位		日本	：
：			：
32位			日本

【出所:IMD World Digital Competitiveness】

2. 現地で実感するシンガポールのデジタル化

ここからはスマートネイション構想のうち、(1)デジタル身分証明と(2)キャッシュレス決済のプロジェクトにおけるデジタル化を紹介します。

(1)Singpass へのデジタル身分証明書導入

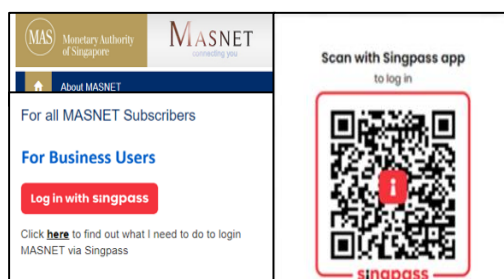


■Singpassアプリ画面サンプル

Singpass とはスマートフォンアプリ上に表示できるデジタル本人確認システムです。医療予約、保険の更新など日常的な取引を行う際の本人確認として15歳以上のすべてのシンガポール国民、永住者、外国人登録番号保有者がSingpassの対象となっており、我々駐在員も利用しています。2020年5月からSingpassアプリにデジタル身分証明書

(デジタル IC) 機能が導入され、現在では生体認証またはSMSでの2要素認証を使用することで800の政府機関や企業における2,700を超えるサービスにアクセスできます。

シンガポール支店業務においてはシンガポール金融管理局 (MAS) 宛の報告をするために MAS のポータルサイトを利用します。ポータルサイトへのログイン時には Web 上に表示される QR コードを Singpass アプリでスキャンすることでユーザーの身分証明を行うことができます。日常生活においても銀行の口座開設時に Singpass のデジタル IC 機能を利用して非対面で口座開設が完了できるようになるなど、スマートネイション構想にとって Singpass のデジタル IC 機能導入は重要なマイルストーンとなっています。

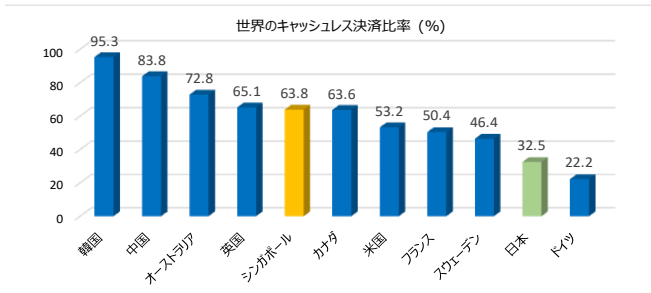


■ MASポータルサイトログイン時に表示されるQRコード
【出所:シンガポール金融管理局(MAS) Webサイトより】

(2) キャッシュレス決済

先日、日本からお越しになった方々とお話をしていると「両替をしてきたけど、シンガポールで現金を使う機会がない」と仰っていました。実際に筆者も ATM で現金を引出す頻度は数か月に1度程度であり、現金はほとんど使用していません。

日本でもキャッシュレス決済が普及していますが下記図3のとおり、シンガポールのキャッシュ



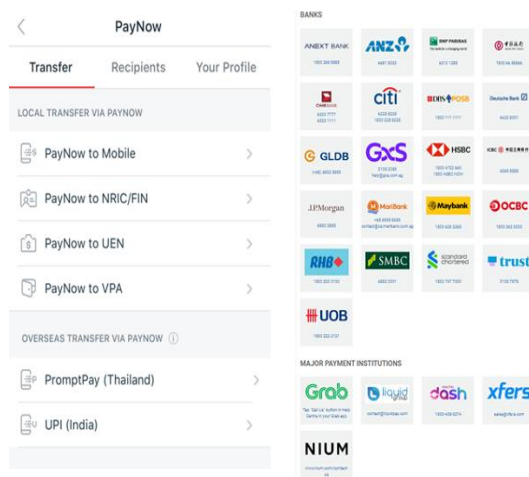
【出所:キャッシュレス推進協議会キャッシュレス・ロードマップ2023より】

レス決済は日本よりも更に進んでいることが分かります。

ここからはシンガポールのキャッシュレス決済として以下3つの事例を紹介します。

①銀行間送金サービス PayNow(ペイナウ)

「PayNow」とは送金相手の口座番号を知らなくても携帯電話番号や国民登録カード番号、外国人ID番号のいずれかを入力することで送金が可能となる銀行間送金システムです。2017年7月にシンガポール銀行協会 (ABS) 主導で導入されました。日本では「ペイペイ」や「楽天ペイ」などスマホ電子マネーアプリを通じて決済をしますが、「PayNow」の特徴は直接且つ即時に銀行口座間で無料送金決済ができる点であり、シンガポール国民の日常生活に深く浸透しています。現在は法人向けサービスも開始 (有料) しており企業による支払受領などにも利用できるようになっています。



■ PayNow支払い画面 ■ PayNow参加銀行一覧
【出所:シンガポール銀行協会(ABS)サイトより】

②世界初の統一 QR コード(SGQR)

通常、QRコードで決済する場合、消費者が使用する「スマホ電子マネーアプリ」によってそれぞれに対応したQRコードが必要ですが、さまざまな事業者が相次いで参入したことで小売店側はQRコードを決済事業者ごとに設置しなければならませんでした。

こうした状況を背景に政府は MAS と IMDA (情報メディア通信省) 主導で国内共通 QR コードの策定に向けて取組み、2018 年 9 月に統一 QR コード「SGQR」を導入しました。これにより、消費者側にとっては利用する決済アプリに関わらず、単一の QR コードで決済できるとともに、小売店側にとっては複数の QR コードや決済端末を用意する必要がなくなったことで利便性が飛躍的に向上しています。以前は現金払いが主流であったホーカーセンター（屋台）でも、この SGQR を導入しているところが増え、ますます現金を使用する機会が減ってきています。



■ 飲食店に設置している SGQR コード

③ 公共交通機関のクレジットカード決済 (Simply Go)

シンガポールの公共交通機関では、コンタクトレス決済に対応したクレジットカードを使った決済が標準化されています。MRT (地下鉄) やバスの利用時はカードをかざすだけで乗車できます。日本でも交通系 IC カードが普及し、一部路線ではクレジットカード決済の運用が開始されていますが、シンガポールは 2019 年頃から運用されており、キャッシュレス社会の利便性が強調されています。



■ 地下鉄の改札機にあるクレジット会社のマーク

3. おわりに

シンガポールにとってデジタル技術をいち早く取込み生産性の向上を図っていくことは、国際競争を生き残り、将来に向け持続的な成長を進める一つの要素です。デジタル国家戦略であるスマートネイション構想の実現に向けて今後もますます同分野の発展が期待されています。

日本とシンガポールでは国の成り立ちや政治システム、人口規模など異なる面が多い一方で、高齢化や資源小国といった面で重なる課題も存在し、学ぶべきことも少なからずあると思います。今回はスマートネイション構想における 6 つのプロジェクトのうち、2 つに関連した実生活でのデジタル化を紹介しましたが、残りの 4 つのプロジェクトについても、引き続き今後の動向に注視していきたいと思っています。

＜参考資料＞

- ・ Smart Nation and Digital Government Office Web サイト
- ・ Government Technology Agency of Singapore Web サイト
- ・ 日本総合研究所「シンガポールのスマートネイション戦略-政府主導によるデータ駆動型都市の構築-」
- ・ 財務省財務総合政策研究所「キャッシュレス・イノベーション」

シンガポール支店

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02, Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757



新興国ニュース

第 88 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインド、ベトナム、インドネシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～インド～

■ 第 53 回 GST 評議会について

インドでビジネスを行うにあたって度々話題になるのは GST の課税対象になるかどうかということが取り上げられ、裁判に発展するケースも少なくありません。

GST 評議会では、GST 制度の効率的な実施と運営の確保を目的に行われています。

評議会では財務大臣およびすべての州の連邦直轄領の財務大臣で GST 制度への議論・決定が行われます。

第 53 回では、下記事項の決定・変更が行われています。

<税率の変更>

- ・輸入される航空機部品に対して一律 5%の IGST の適用
- ・鉄鋼、アルミニウム製のミルク缶に対する GST が 12%(以前は 18%)
- ・太陽光クッカー全般に対しても 12%(以前は 18%) の GST の適用
- ・防衛目的での特定の輸入品に対する IGST の免除の延長

<コンプライアンスと申告期限>

- ・コンポジション納税者の FORM GSTR-4 の提出期限が 4 月 30 日から 6 月 30 日に延長
- ・電子商取引オペレーター (ECO) による源泉徴収税 (TCS) の率が 1%から 0.5%に引き下げ

- ・年間売上高が 2 クロール未満の納税者に対して、2023-24 年度の FORM GSTR-9/9A の提出の免除
- ・GST 登録申請者に対する生体認証の義務化

上記により、納税者にとって GST に関わる問題を明確にし、納税者からの訴訟の要因を減少させる狙いがあると考えられます。

納税者にとってメリットになる点がある一方、電子化の導入によるシステム管理は特に今後重要になりうる点かと思えます。

■ 2024～25 年度度本予算案

2024 年 7 月 23 日にニルマラ・シタラマン財務大臣は 2024～25 年度本予算案を発表しました。本年度は 5 年に一度の選挙の年でもあり、2 月 1 日に暫定予算案が発表されたのち本予算案が発表されました。

選挙に勝利したのはナレンドラ・モディ政権 3 期目。モディ政権は 2047 年までに「Viksit Bharat」の目標を達成するため、「Viksit Bharat」とは経済、環境、良好な統治、社会的進歩など、さまざまな開発分野を網羅することで、2047 年までにインドを先進国にすることを意味します。)

2024 年本予算案についてはもちろん直接税、間接税に関する改革も数多く行われましたが、特に今年の予算は雇用、技能訓練、中小企業、中流階級に重点を置いています。

例えば従業員及び雇用主へのサポートを重点において雇用連動インセンティブ制度、州政府と連携を行い若者の技術向上のためのスキルプログラム、最大 10 億 INR の製造業中小企業向け信用保証制度。さらには 5 年間で 1 千万人の若者に、500 社の企業でインターンシップの機会を提供する計画を開始します。

また、雇用を生み出し続けるため、下記 9 つを優先的に取り組み続けることを想定しています。

- ・農業における生産性
- ・雇用
- ・人材育成



- ・製造業とサービス業
- ・都市開発
- ・エネルギー安全保障
- ・インフラストラクチャー
- ・イノベーション、研究開発
- ・次世代改革

インド PwC 会長のサンジーヴ・クリシャン氏は、「本予算案は、インド国民のエンパワーメントを強調しており、特に女性の労働力参加の促進から全国の若者の雇用可能性の向上まで、将来に備えた労働力の構築に重点が置かれていることは明らかだ」と述べました。

インドに進出されている各種日系企業様は、今後もインド政府の動きに目を通しておくべきでしょう。

～ベトナム～

■ベトナム人配偶者がいる外国人の労働許可証取得

免除について

通常外国人がベトナムで働くためには、労働許可証の取得が必須です。しかし、中には労働許可証の取得が免除される外国人がいます。今回はそのいくつかの免除対象のうち、「ベトナム人配偶者を持つ外国人」にフォーカスをあててご紹介いたします。

2023 年 9 月 18 日、ベトナムで働く外国人労働者を規制する政令第 152/2020/ND-CP 号（以下、政令第 152 号）の規定を修正および補足する政令第 70/2023/ND-CP 号（以下、政令第 70 号）が正式に発効しました。この政令の対象者の一つが、ベトナム人と結婚した外国人労働者です。この政令によると、当該外国人労働者は労働許可証の取得が免除され、**労働許可証免除証明書**があれば労働許可証なしにベトナムに入国し働くことができます。

1. 労働許可証取得の免除対象となるケース

労働許可証とは、外国人労働者がベトナムで合法的に働くことを許可する法的文書とみなされます。よって外国人労働者がベトナムで働く場合、管轄当局からの労働許可証を取得するなど、2019 年労働法第 151 条に規定された条件を満たす必要があります。ただし特定のケースでは、外国人労働者は労働許可証がなくともベトナムで働くことができます。

労働許可証の取得免除となる外国人は以下のとおりです。

- 1 政府の規定に適合する資本出資額を有する**有限会社**の所有者または資本出資者である
- 2 政府の規定に適合する資本出資額を有する**株式会社**の会長または取締役会のメンバーである
- 3 ベトナムにおける国際機関または外国の非政府組織の代表事務所のプロジェクトの管理者、または運営責任者である
- 4 市場調査のために **3 か月未満**の期間ベトナムで働くものである
- 5 事業運営に影響を与えるか、影響を与える恐れがあり、また現在ベトナムにいるベトナムの専門家または他の外国人の専門家では解決できない複雑な技術的問題を解決するために、**3 か月未満**の期間ベトナムで働くもの
- 6 弁護士法に基づきベトナムで**弁護士資格**を取得した外国人弁護士である
- 7 ベトナム社会主義共和国が署名している国際条約に規定されているいずれかのケースに該当する
- 8 **ベトナム国民と結婚し、ベトナムに居住する外国人であること**
- 9 政府が規定するその他の状況（詳細な規定は、政令第 70 号により改正および補足された政令第 152 号の第 7 条に規定されています）



よって8のベトナム国民と結婚し、ベトナムに居住する外国人労働者は労働許可証の取得が免除されます。したがって、雇用主はこれらの外国人労働者の労働許可証を申請する必要はありません。その代わりに、雇用主は外国人労働者が労働許可証の取得を免除されていることの確認を得るための手続きを行う必要があります。

2. ベトナム人と結婚したことで労働許可証取得免除の対象になることを確認する手続き

以前の規則によると、ベトナム国民と結婚した外国人労働者を雇用するには、雇用主は2つの手続きを行う必要がありました。

(i) 外国人労働者の需要の決定（政令 152 号第 4 条第 1 項 b 号に基づく）

(ii) 外国人労働者が働く予定の省の労働・傷病兵・社会省または労働・傷病兵・社会局への報告（政令 152 号第 8 条第 2 項に基づく）

しかし、2023 年 9 月 18 日現在、政令 70 号により上記の規制が改正・補足されています。

ベトナム国民と結婚した外国人労働者を採用する雇用主は、上記の 2 つの手続きを行う必要がなくなりました。代わりに、雇用主は外国人労働者が労働許可証の免除を受けることの確認を申請するだけで済みます。

具体的な手順は以下の通りです。

➤ 外国人労働者が就労を開始する少なくとも **10 営業日前**に、雇用主は外国人労働者が就労する予定の州の労働・傷病兵・社会省または労働・傷病兵・社会局に、その外国人労働者が労働許可証取得の免除の資格があることを確認するための申請書を提出する

➤ 適切に記入された申請書を受領してから **5 営業日以内**に、労働・傷病兵・社会省または労働・傷病兵・社会局は、**労働許可証免除証明書**を発行。申請が却下された場合は、書面による説明が必要。

3. 労働許可証免除証明書に必要な書類

労働許可証の免除の申請には、次のものが含まれます。

a) 政令 152 号とともに発行された**労働許可証免除証明書申請書** No. 09/PLI 付録 I。

b) 申請書の提出日前 **12 か月以内**に外国またはベトナムの医療施設が発行した**健康診断証明書**、または保健大臣の規則で指定された証明書

雇用主は、労働適性証明書の**原本または公証されたコピー**を提出することができます。外国人労働者が海外で健康診断を受ける場合、その文書は**領事認証**され、**ベトナム語に翻訳、公証**する必要があります。（ベトナム社会主義共和国と関係する外国が署名している国際条約、または相互主義の原則、または法律に基づいて領事認証が免除されている場合を除く）

c) **パスポートの公証コピー**。

d) 外国人労働者が労働許可証の免除を受けることを証明する書類。

ベトナム国民と結婚する外国人労働者の場合、労働許可証の免除を証明する書類とは**結婚証明書**になります。結婚証明書が外国の当局によって発行された場合、領事による認証、ベトナム語への翻訳、公証が必要です。

4. 労働許可証免除証明書の有効期限

労働許可証の有効期限と同様に、外国人労働者の労働許可証取得免除の確認は最長 2 年間有効であり、政令 152 号第 10 条に規定されているすべてのケースで同様になります。

労働許可証取得免除の証明書を延長する場合、最長 2 年間の延長が可能です。



～インドネシア～

■駐在員の個人所得税ポイント

今回は駐在員の個人所得税のポイントを2つ説明します。

【ポイント】

- ①日本にいる家族も扶養に含めることが出来る。
- ②インドネシアで銀行口座を持たない場合は、日本の銀行口座の提出を求められる場合がある。

それぞれもう少し解説します。

- ①インドネシアの税法では配偶者控除（※）および子ども3人までを扶養控除として一人当たり 4,500,000 IDR を課税所得から控除することが認められています（最高 18,000,000 IDR まで）。

※夫婦共働きの場合は夫のみに扶養控除が認められます。夫の収入がない妻は夫の配偶者控除および子どもの扶養控除が認められます。

また、18歳以上の子どもは収入がなく未婚であれば扶養控除が認められます。

- ②日本人駐在員の中にはインドネシア現地に銀行口座を持たない選択をする方もいらっしゃいます。この場合、帰任時の個人 NPWP（税務番号）抹消手続きの際の税務調査で、対象期間中に給与を受け取っていたインドネシア国外（日本など）の銀行口座の提出を税務署から求められる場合があります。そのため、帰任の準備の際に予め日本の銀行口座明細を取っておくと万全です。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

為替差損益が企業に与える影響:インドネシアと日本の経済成長率比較を踏まえて

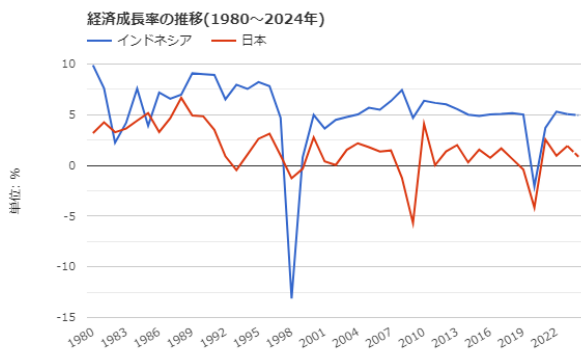
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

グローバル経済がますます密接に結びつく中、為替レートの変動が企業経営に与える影響は一層大きくなっている。特に、インドネシアとの取引や現地に拠点を持つ日本企業にとって、為替差損益は重要な経営課題だ。この記事では、インドネシアと日本の経済成長率の比較を踏まえながら、為替差損益が企業に与える影響を考察する。

インドネシアと日本の経済成長率の比較

まず、インドネシアと日本の経済成長率の比較を見てみると、インドネシアは東南アジア最大の経済大国として、その成長が注目されている。一方で、日本の経済成長率は成熟した経済国として低めに推移している。以下は、過去約 40 年間のインドネシアと日本の経済成長率を比較したグラフ。



(出典：世界経済のネタ帳)

このグラフからも分かるように、インドネシアは分かりやすい伸びはないものの、安定した成長率を維持しており、その勢いが為替レートにも反映されている。日本の成長率が緩やかなのに対し、インドネシアの経済成長は企業の取引において重要な要素となっている。

1998 年

余談だが、上記のグラフで 1998 年にインドネシアの経済成長率が -13% にまで落ち込んでいることが分かる。この原因となっているのは、30 年間続いたスハルト独裁政権への国民の不満が暴動に発展し、「ジャカルタ暴動」が起こったこと。インドネシア全土で約 1000 人以上が死亡したとされている。また、前年の 97 年にタイを震源とするアジア通貨危機が発生し、信用不安の連鎖でインドネシアルピアも急落した。これにより政府は大幅な構造改革に取り組み、結果的に急激な物価上昇に繋がることとなった。

為替差損益とは

為替差損益とは、外国為替市場における通貨の変動によって生じる損益のことだ。例えば、日本企業がインドネシアで製品を販売する場合、ルピア建てで受け取った売上が円に換算される際の為替レートにより、実際の収益が変動する。インドネシアの経済成長率が高いため、ルピアの価値が上昇することもあるれば、逆に円高が進行することもある。この変動が企業の収益にどのように影響するかを見ていこう。

企業への影響

1. 収益性への影響

為替レートの変動は、企業の収益性に直接影響する。例えば、円高が進行すると、ルピア建てで得た収益が円に換算される際に目減りし、結果として収益が減少することがある。インドネシアの経済成長に伴うルピアの価値の変動が、企業の収益性にどのように影響するかが重要なポイントだ。

2. コスト構造への影響

企業がインドネシアからの輸入に依存している場合、為替レートの変動は仕入れコストに大きな影響を与える。円安が進行すると、インドネシアからの輸入品や原材料のコストが増加し、企業の利益率が圧迫される。一方、円高が進行すれば、輸入コストが低下し、企業の収益性が向上する可能性がある。

3. バランスシートへの影響

為替レートの変動は、企業のバランスシートにも影響を与える。企業がルピア建ての資産や負債を保有している場合、為替レートの変動によってその価値が変動する。例えば、円高が進行すると、ルピア建ての資産価値が減少し、逆にルピア建ての負債額が増加する可能性がある。これにより、企業の財務健全性にも影響が及ぶだろう。

4. 株価への影響

為替レートの変動は、投資家の期待に影響を与え、企業の株価にも波及する可能性がある。例えば、為替レートの変動により企業の収益性が悪化する懸念が高まると、投資家は株式を売却し、株価が下落することがある。また、為替レートが企業に有利に働く場合には、逆に株価が上昇することも考えられる。このように、為替差損益は企業の市場価値にも影響を及ぼす。

為替リスク管理の重要性

1. 為替予約

為替予約は、将来の一定期間において、あらかじめ決められた為替レートで外貨を売買する契約です。これにより、企業は為替レートの変動リスクを回避することができます。特に、将来の売上や

仕入れがルピア建てである場合、為替予約は効果的なリスクヘッジ手段となります。

2. 通貨オプション

通貨オプションは、企業が特定の為替レートで外貨を売買する権利を購入する手段です。この方法により、企業は有利な為替レートが適用される状況に備えることができます。オプション料が必要ですが、為替レートが大きく変動するリスクを抑えることができます。

3. 自然ヘッジ

自然ヘッジは、企業が為替リスクを回避するための戦略として、収入と支出を同じ通貨でバランスさせる手段です。例えば、ルピア建ての収入がある場合に、同じくルピア建ての支出を増やすことで、為替リスクを最小限に抑えることができます。

インドネシア税務上の注意点

実際に現地に法人を持つ日系企業の場合、為替差損益は法人税計算の際の課税所得にも影響がある。為替差損益の相殺後の金額が課税所得に加減算されるため、外貨建てで資産や負債を抱えている企業は注意が必要になる。しかし、注意するといっても為替レートがどのように上下するかは推測が不可能なため、上記のようなリスク管理を取ることが必要になる。差損益の影響をできるだけ最小限に抑えるために、予め外貨建ての資産や負債を持たないようにするのが、最善の解決策なのかもしれない。

結論

インドネシアと日本の経済成長率の違いが、日本企業にとって為替レートの変動をより一層重要な課題と



しています。為替差損益は企業の収益性、コスト構造、バランスシート、そして株価にまで影響を及ぼします。企業が長期的な成長と安定を実現するためには、適切な為替リスク管理が不可欠です。為替予約や通貨オプション、自然ヘッジといった手段を活用し、為替差損益の影響を最小限に抑えることが、現代の企業経営において求められる重要な課題となっています。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入
いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

電子インボイスについて

Kato Business Advisory Managing Director (マイツ
グループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 電子インボイス/導入時の混乱
- 電子インボイス発行の流れ

<導入時の混乱>

N子:加藤さん。電子インボイス制度が大企業に導入され、早2週間が経ちました。

加藤:はい。年間売上100mil超の大企業は8月1日スタートでしたね。ただ導入直前に、当初6ヶ月間は統合インボイスでも良いと、突如発表されたため、実質延期というのは言い過ぎかも知れませんが、やるべき内容は極めて限定的で少なくなったと、前回具体的な例を出してご説明致しました。

N子:はい。当初6ヶ月間、統合インボイスが許されるというのは、今年8月1日スタートの大企業だけでなく、年間売上がRM25Mil超 RM100Mil以下の企業(2025年1月1日スタート)や2025年7月1日スタート企業にも適用されるんですね。

加藤:その通りです。統合インボイスでは、取引毎ではなく、一定期間の取引に係るインボイスを纏めて表示する事ができるので、本来求められていた取引毎のインボイスとは作業量において全く格が違いますね。

N子:相当楽になりそうですね。ただ、既にきちんと導入されている企業もあるそうですね。

加藤:それも予想通りトラブってますね。

N子:ホント予想通りですね。

加藤:まあマレーシアに長いれば誰でも予想できるので自慢になりませんが。。以前、この記事が私のセ

ミナーでもお伝えした通り、昔、法人税の電子申告が強制適用になった際もパンクして、数日アウトだったんですよ。今回もパンクするんじゃないのと思っていましたが、案の定です。新聞情報ですが、初日、午前中に約50万件の認証アプライが来たのですが、処理できませんでした。

N子:あらまあ。

加藤:ただ今回はIRBも頑張って、正午近くには合計約52万件をが認証済みになったとの事でした。

N子:頑張りましたね!数日パンクしなかっただけでも、良かったじゃないですか。

加藤:そうですね。ただ、元々の予定では「直ちに認証」と言っていたので、まあまあ、こんなもんですかね。

N子:確かに、電子インボイスのサンプルも2秒で認証しましたもんね。

加藤:はい。また、このように政府の誤りをきちんと記事に書けるのも、改めて良い国だと思います。

N子:本当にそう思います。

<電子インボイス発行の流れ>

加藤:次に、電子インボイス発行の流れをご説明致します。IRB作成の添付資料をご覧ください。

N子:はい。

加藤:①まず始めにサプライヤーが、電子インボイスのデータをIRBM CloudというIRBのシステムに送ります。このデータを送る方法としてマイインボイスポータルという方法とAPIという方法があります。

②IRBM Cloudが電子インボイスwpを認証し、認証済みの電子インボイスをサプライヤーに戻します。

③同時にIRBM Cloudは、認証通知を、サプライヤー及びバイヤーに送ります。

④サプライヤーが、バイヤーに認証済み電子インボイスを共有します。

⑤⑥⑦これらはリジェクトの場合の処理です。

⑧IRBM Cloudは、処理したデータをIRBM Database

に保管します。

⑨バイヤーはいつでも IRBM Cloud にアクセスし参照できます。

以上が、ざっとした流れになります。

N子:なるほど。一見ややこしそうですが、割合シンプルですね。

加藤:まあそうですね。導入初日は IRBM Cloud がパンクしたのですが、私は IRBM Database もやばいんじゃないかと思っています。

N子:ホントそうですね。特に全社強制になると、会社数だけでもすごいのに、各々が日々複数枚数出す訳ですからね。

加藤:そうなんです。ただこちらの方は、人々の通行記録や顔情報、特定の会話等を全て集めている国々のデータ量と比べると微々たるものなので、それなりにでっかい容量の記憶装置を備えればなんとかなるんでしょうね。

N子:はい。今日もありがとうございました。

NNA 隔週記事(出所:NNA)

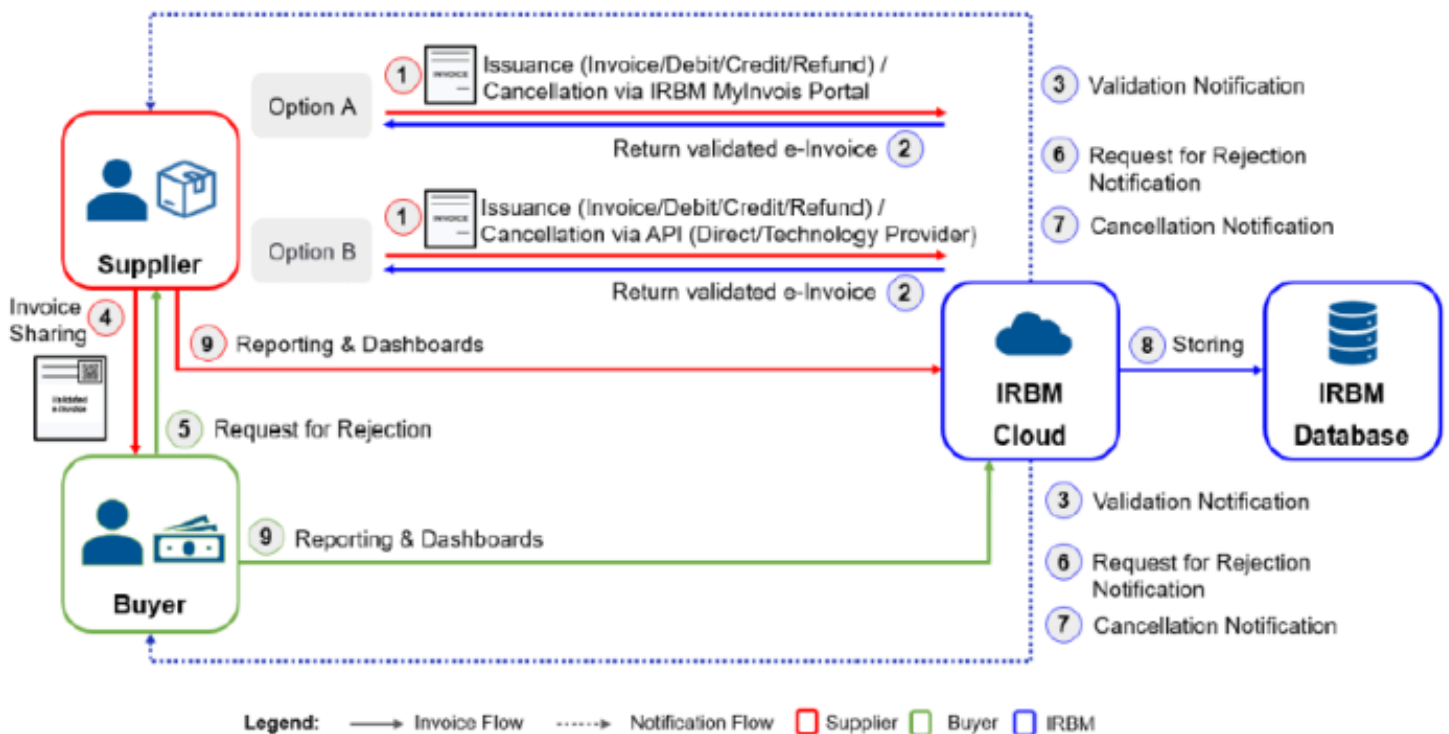


Figure 2.2 – Overall e-Invoice workflow via MyInvois Portal and/or API



Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応
会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369



夢の世界がさらに広がる!

香港ディズニーランド大規模拡張

香港マイツビジネスコンサルティング

香港ディズニーランドに新しくスパイダーマンのアトラクションが登場します。これは 8 月 11 日、カリフォルニア州アナハイムで開催された「D23 : アルティメット・ディズニーファン・イベント」において発表されたもので、香港ディズニーランドと上海ディズニーランドに、それぞれスパイダーマンの新しいアトラクションが誕生するというものです。香港ディズニーランドではマーベルをテーマにしたエリア **Stark Expo** が拡張され、スパイダーマンがテーマの新しいアトラクションがオープンします。新エリア内には新しいショップとダイニングができるということです。

香港を訪れる日本人にとって人気の観光スポットの一つが香港ディズニーランドです。日本にもディズニーランドはありますが、香港ディズニーでしか体験できないことや、アトラクション、日本未発売のグッズなどがあります。香港ディズニーランドは日本や世界のディズニーランドに比べて敷地面積が小さいのが特徴ですが、コンパクトさが逆に魅力です。世界のディズニーランドはとて広くパーク内を歩いているだけで疲れてしまいますが、香港ディズニーランドは 1 日あれば十分回れる広さなので、子連れにも嬉しいです。香港ディズニーランドは昨年、2023 年 11 月にアナと雪の女王のエリア「ワールド・オブ・フロズン」がオープンしたばかりで、マーベルのエリアがあるのは、アジアでは香港ディズニーランドだけです。香港ディズニーランドの見どころをご紹介します。

1983 年オープンの東京ディズニーランドのシンボルはシンデレラ城ですが、現在の香港のシンボルはいくつものディズニープリンセスが集まったお城です。香港ディズニーランドが 2005 年にオープンした当時は、

眠れる森の美女の城がシンボルでしたが、2020 年に増築され、10 以上の物語がテーマとなった「キャッスル・オブ・マジカル・ドリーム」に生まれ変わりました。お城を構成している塔が、それぞれ異なるディズニープリンセスをモデルにしており、白雪姫、美女と野獣、ムーラン、アラジン、アナと雪の女王、など一つのお城にいくつもの世界観が集約されています。夜 20 時～21 時頃にはこのお城を舞台にナイトタイム・スペクタキュラー「モーメンタス」という 20 分間の 3D プロジェクション・マッピングがあります。ディズニー音楽に合わせた光とレーザー、水、花火、炎、を使った演出は圧巻です。

香港ディズニーランドだけで見られるエリアとしてミスティック・ポイント、グリズリー・ガルチがあります。ミスティック・ポイントは探検家のヘンリー・ミスティックの博物館「ミスティック・マナー」を巡る熱帯雨林の探検ツアーです。グリズリー・ガルチは、アメリカ西部の街を再現したエリアで、「ビッグ・グリズリー・マウンテン・ラナウェイ・マイン・カー」に乗って鉱山の旅が楽しめます。

またアジアで唯一のトイ・ストーリーのテーマランドでは、巨大化したおもちゃたちが出迎えてくれ、映画の世界に迷い込んで自分がおもちゃのサイズになってしまったかのような錯覚が味わえます。大人から子どもまで楽しめるアトラクションがあります。

世界初のアナと雪の女王のエリアには 3 つのアトラクション「フロズン・エバー・アフター」「ワンダリング・オーケンズ・スライディング・スレイ」「プレイハウス・イン・ザ・ウッズ」があり、ダイニング「ゴールデン・クロッカス・イン」があります。



また香港ディズニーランドでは外せないのがキャラクター達とのグリーティングでしょう。ミッキーとミニーと一緒に3ショット写真を撮影できるのも香港ディズニーランドならではの演出です。大人気のダッフィーやジェラトニーもいます。そしてキャラクターのカチューシャも日本より種類が多いので、お土産に買って帰るのもお勧めです。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

改正会社法施行に伴う変化について ～出資金の払込期限に係る移行措置に関 する規定の解説と、改正会社法後のマイツ グループの設立、清算実務の変化を紹介～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2024 年 7 月 1 日より改正会社法ⁱが施行されました。
2018 年改正時の小幅な調整とは異なり、新たな機関
設計の提示、出資義務に対する履行の厳格化、株主や
董事、高級管理職等の個人を含む賠償責任等々、会社
のガバナンスのみならず個人にまで影響を及ぼし得
る条項も多く見られる大幅な改正となっています。
(マイツグループも草案段階から積極的に各種媒
体にて情報発信しており、併せてご参照くださいⁱⁱ。)

さらに、7 月 1 日付け公布、施行の「会社法」の
登録資本金登記管理制度の実施に関する規定(以
下“第 784 号規定”と表記)ⁱⁱⁱ (以下“第 784 号規定”
と表記)において、改正施行時に出資金の払込未
済の企業に対し、移行措置を定めています。
また、マイツグループでは、改正施行日を過ぎ、
現地法人の設立、清算事例を現在進行形にて複数
支援中です。これらの手続きでは、改正会社法を
反映した対応を求められており、本稿では第 784
号規定の解説に加えて、実務の現場から改正施行
の状況や影響をお伝えします。

1. 第 784 号規定

第 784 号規定は改正会社法の公布から間もない
2024 年 2 月に意見聴取稿が公表され、その後、改
正施行日に合わせて公布、施行されました。同規定
は意見聴取稿を概ね踏襲しつつも、改正会社法との
重複内容を削除し、全 13 条から構成されており、下
の出資払込期限に係る移行措置や監督管理措置、
法律責任等を規定しています。

➤ 2024 年 6 月 30 日(改正会社法の施行)以前に 設立した会社について

✓ 有限責任会社:

出資払込期限が 2027 年 7 月 1 日から 5 年
を超える場合には、2027 年 6 月 30 日まで
に引受(未払込)の資本金残額の出資払込
期限を 2027 年 7 月 1 日から 5 年以内に調
整して定款に記載し、調整後の期限内に全
額を支払う

✓ 株式有限会社:

発起人は 2027 年 6 月 30 日までに引受けた
株式の全額を支払う

したが、改正施行前に設立された企業は、
2027 年 7 月 1 日を基準日とし、有限責任会社
は基準日から起算して 5 年超の場合には出資
払込期限の調整が必要です。すなわち、基準日
から 5 年以内(実質的には改正施行から 8 年以
内)に出資払込期限が到来する場合、本改正に
よる調整が不要となる一方で、基準日から 5 年
超の場合には当該 5 年以内(実質的には改正
施行から 8 年以内)の払込が必要となります。
一方、株式有限会社は 2027 年 6 月 30 日まで
に全額払込が必要となり、より厳格な取扱いが
求められます。

➤ その他事項について(監督管理措置、法律責任 等を抜粋)

➤ 出資期間や登録資本金が明らかに異常であ
る場合、登記機関は会社の経営範囲や経営
状況、株主の出資能力、主な事業プロジェク
ト、資産規模などに基づいて調査・判断し、
適時に調整を要求できる

➤ 株主が引受、払込した出資額、出資方式、出
資期間について、或いは発起人が引受した
株式数等について調整する場合、[関連情報
の発生から 20 営業日以内に企業情報公示](#)

システムを通じて公告しなければならない

- 本規定に従って出資払込期限、登録資本金を調整しなかった場合、会社登記機関が是正を命じ、もし期限経過後も是正しない場合、企業情報公示システム上で特記表示し、対外開示する
- 株主や発起人が本規定に従い、出資金或いは株式資本を払込まない場合、若しくは関連情報を開示しない場合、会社法、企業情報公示暫定条例^{iv}の関連規定に基づき、処罰する

上記の通り、企業登記機関のプラットフォーム上での情報公開を通じた出資払込期限や登録資本金の調整、規範化を進め、また通常、日系企業は当該期限を遵守しており、本規定の影響は限定的と考えます。ただし、補充規定の制定にかかる条項も見受けられており、今後の制定にもご留意ください。

2. 実務から見た、改正会社法の影響

設立や清算の手続きフロー自体には基本的な変化は無く、改正会社法後も、各種手続きは粛々と進行中です。

(1) 設立手続き

広東省における現在進行中の某事例では、改正施行日直前に当局の標準フォーマット定款が同改正を一部反映した形にアップデートされました。上記1の論点も含め、以下等の変更点が見受けられます。

- **出資払込期限**
“設立後 5 年以内”若しくは“同 5 年以内での任意の払込期限”を記載するよう要求
- **機関設計**
当該事例では、改正会社法（第 83 条）の“規模が比較的小さく、株主の人数が比較的少ない有限責任会社は、株主の全体一

致による同意を経て、監事を設置しないこともできる”との要件に該当し、“監事を設定しない”との選択も容認ほか

本ケースでは、中国マイツグループにより、当局への周到な事前確認等により、設立登記の届出を提出した週に早々と営業許可証を取得し、早ければ 8 月中にも出資払込まで完了する見込みです。

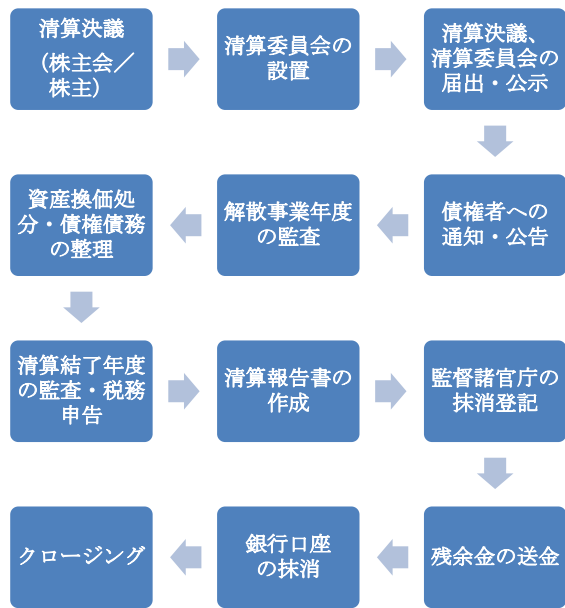
対照的に、従業員が 300 人以上の有限責任会社の設立時には（旧法と同様に、監事会に従業員代表を含める必要があり）、さらに**“監事会を設置しかつ従業員代表を有する場合を除き”**、**“董事会に従業員代表を含めなければならないなどの変更事項に合致するケース等では、注意を要します”**。

(2) 清算手続き

華東地域にて現在進行中の某事例においても、以下等、改正会社法に則り、清算委員会の構成や債権者公告の方法など、若干の変更が見られます。ただし、下図の通り、手続きフロー自体に大きな変化はありません。

- **清算委員会：董事により構成か、定款の定めや株主会決議により、別途、他の者の選択が可能**
⇒当該事例では、**董事により清算委員会を構成して対応中**

【主要な手続きフロー】



本事例も清算委員会の届出が速やかに受理され、その後の手続きを粛々と進行中です。当該ケースを含め、マイツグループの清算手続き代行では、サービス業を例に取れば^v、通常、**現地法人の解散決定から各種登記の抹消、残余財産の回収まで1年程度で完了(1年を要しないケースも散見)**しています。

2. 留意事項

第 784 号規定により、出資義務にかかる移行措置は**実質的には改正施行から 8 年以内で調整**となりましたが、日系企業は従前から出資払込期限内を遵守しており、本移行措置の影響は限定的と考えます。また、**設立や清算の実務においても、改正法を反映しつつ粛々と手続きを進めており、特段の影響は生じていない**との認識です。

一方で、(従業員が 300 名以上の企業など)機関設計への影響や株主や個人に対するリスクと責任、また有償減資時の税務上の取扱いなど、今後の補充規定や実務運用を注視すべき事項もあります。

なお、清算手続きの補足として、**中国からの撤退は“難しい”“当局が認めない”等、現況を反映しないご**

質問を時折受けますが、清算を含む中国からの撤退は“当然に可能”また“しっかりと残余財産も回収できる”との認識の下、経営判断をいただければと思います。必要に応じて、マイツグループに是非ご相談ください。

ⁱ 原文 URL: [中华人民共和国公司法_中国人大网\(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)

ⁱⁱ JP マイツ通信「2024 年 2 月号」等を参照のこと。マイツグループのニューズレターは下記 URL の通り。

URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ\(myts.co.jp\)](http://myts.co.jp)

ⁱⁱⁱ 原文 URL: [国务院关于实施《中华人民共和国公司法》注册资本登记管理制度的规定_国务院文件_中国政府网\(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

^{iv} 原文 URL: [企业信息公示暂行条例_国务院文件_中国政府网\(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn)

^v 製造業の場合、特に土地所有権や建物の処分や原状回復を求められるケース等もあり、より時間を要する。

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

タイ税務法令アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回はAsia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイ税務、法令の最新情報をお届けいたします。

■ Thailand ESG Fundの税控除優遇措置改定

タイ長期貯蓄基金である Thailand ESG Fund（以下「TESG」）ファンドを購入額のうち、毎年、毎年の課税事業年度において、課税所得の 30%、ただし30 万バーツを超えない部分を限度として、投資金額の所得控除の適用が可能となることが2024年7月30日の閣議にて承認しました。

条件	
税控除	【旧】
	TESG 投資ユニット購入費用のうち、課税所得の 30%かつ 100,000 バーツを超えない範囲で課税所得より所得控除が可能。
	【新】
	TESG 投資ユニット購入費用のうち、課税所得の 30%かつ 300,000 バーツを超えない範囲で課税所得より所得控除が可能。
保有期間	【旧】
	購入日から 8 年以上保有
	【新】
	購入日から 5 年以上保有

※詳細は以下リンクよりご確認ください。

(タイ語) (英語) [TAX-EZ](#)

■ 観光目的でのビザ免除滞在期間が60日に

2024年7月16日、タイ閣議が観光促進、旅行を通じた経済活性化を目的として、新たなビザ施策を発表しました。これには、60日間のビザ免除、ビザオンアライバル(VOA)制度、デジタルノマド向けビザ(DTV)、そして学生ビザの拡充が含まれ、2024年7月15日から施行されました。

今回の追加措置により、これまでのタイ入国ビザ免除の対象国57か国から93か国・地域の国民にビザ免除を認めることになりました。この制度により、観光目的や短期ビジネスのために最大60日間の滞在が可能となり、さらに30日間の延長も可能となります。対象国には日本を含む多くのアジア諸国のほか、欧州諸国、北米、南米などが含まれています。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit

Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>